

令和8年度鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ
業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務

(2) 業務の目的

地域を支える地域コミュニティの一つであり全国的に組織され住民自治組織として基礎的な存在である自治会、町内会が抱える課題を発見し、解決に向けた糸口を掴むために人的・技術的なサポートを目的として開催する。

(3) 業務の内容

令和8年度鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(5) 予算額

金2,500,000円（消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額」という。）を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年7月3日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

3 参加申込及び提案書の提出

(1) 参加申込

ア 提出書類

参加申込書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号） 各1部

イ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法によること。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ウ 提出期間及び時間

令和8年6月30日（火）から同年7月14日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年7月14日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

エ 提出場所

4の（1）の場所に同じ。

オ 参加辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後、辞退する場合は辞退届を提出すること。（様式は任意）

カ 参加資格の通知

提出された参加申込書等から参加資格の有無を審査し、その結果を令和8年7月27日（月）までに通知する。

（2）質問

ア 実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合には、質問内容を明確に記載し（様式は任意）、4の場所に令和8年7月14日（火）午後5時15分までにファクシミリ又は電子メールで送信すること。

イ 質問及びその回答は、市町村課ホームページに令和8年7月16日（木）までに掲載する（予定）。ただし、参加申込に関する回答は、同月10日（金）までに随時掲載する（予定）。

（3）提案書等の提出

ア 提出書類

①企画提案は1提案者につき1提案とし、令和8年度鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務企画提案書（様式第3号）（以下「企画提案書」という。）をA4判縦（A3判の折込可）の規格により製本すること。なお、企画提案書一式を文字検索が可能なPDFファイルに変換すること。

②企画提案書には、仕様書に基づく具体的な企画提案内容、提案者の会社・団体等の概要及び選任を予定する業務処理責任者の氏名、過去に履行した類似の業務実績、業務の実施体制、見積書を添付すること。なお、添付書類の詳細は企画提案書に記載のとおりとする。

③企画提案内容には、仕様書の5の業務内容の具体的な広報計画及び業務スケジュールを記載すること。

④提案者は、本業務の一部の再委託を予定する者又は本業務に関する助言等を受けることを予定する者（以下「協力者等」という。）の協力を得て企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、必ず業務の実施体制に記載すること。

⑤見積書については、仕様書の5の業務内容ごとに経費の積算内訳が分かる内容であること。

⑥提出時には個人情報の管理に係る申告書（様式第4号）により、過去2年間の受託業務における個人情報の漏えい等について申告をすること。

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出期間及び時間

令和8年6月30日（火）から同年7月28日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年7月28日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

オ 提出場所

4の（1）の場所に同じ。

4 書類の提出先及び問い合わせ先

(1) 参加申し込みに係る手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県地域社会振興部市町村課

電話 0857-26-7057 ファクシミリ 0857-26-8129

電子メール shichouson@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話番号 0857-26-7431

5 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務委託プロポーザル審査会

(2) 構成人数

5名以内

(3) 審査の進め方

プレゼンテーションの実施

(4) 評価方法等

別紙「令和8年度鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務委託プロポーザル評価要領」（以下「プロポーザル評価要領」という。）のとおりとする。

6 審査結果の通知、公表

選定結果は、提案者全員にファクシミリで通知する。また、審査結果（点数及び順位）については、別途、郵送にて通知する。その他の審査結果の公表方法は審査会の決定に基づいて行う。

7 契約の締結

審査会により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格を満たさない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 情報公開の取扱い

提案書等は、契約に関する証拠書類とするため、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 暴力団の排除

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（提案者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、提案者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(6) その他

審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

10 全体スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 6月30日（火） | プロポーザル公募公告 |
| (2) 7月14日（火） | 参加申込み・質問事項の締切り |
| (3) 7月16日（木） | 質問に対する回答をホームページへ掲載（予定） |
| (4) 7月28日（火） | 企画提案書の提出締切 |
| (5) 7月下旬 | プレゼンテーションの案内（時間、順番等）の送付（予定） |
| (5) 8月上旬～9月上旬 | プレゼンテーション |
| (6) 9月中旬 | 審査結果の通知 |
| (7) 9月中旬 | 企画提案等の協議、見積り依頼 |